

## フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）について

### ■はじめに

温暖化係数（GWP）が高いHFC（R410A等）の急激な増加と、「フロン回収・破壊法」での低回収率（30%程度）に対する、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策法として、「フロン回収・破壊法」が改正され、2015（平成27）年4月に「フロン排出抑制法」が施行されました。

### ■経緯

- 2001（平成13）年 6月 「フロン回収・破壊法」制定
- 2007（平成19）年10月 「フロン回収・破壊法」改正
- 2013（平成25）年 6月 「フロン排出抑制法」公布
- 2015（平成27）年 4月 「フロン排出抑制法」施行（「フロン回収・破壊法」の改正）

### ■対象機器

#### 第一種特定製品

業務用のエアコン（空調機器）及び冷凍・冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているもの

- ※ 家庭用エアコン、冷蔵庫及び衣類乾燥機並びに使用を終了した自動車に搭載されているカーエアコンは本法に基づく回収義務はありません（それぞれ、家電リサイクル法、自動車リサイクル法でフロン類の回収が義務付けられています）

### ■対象者

管理者、充填回収業者、フロン製造業者、フロン使用製品メーカー、再生・破壊業者

※ 管理者とは、原則として下記により判断されますが、事前に当事者間で誰が管理者に該当するか決めておく必要があります。

所有及び管理の形態（例）	「管理者」となる者
自己所有/自己管理の製品	当該製品の所有権を有する者
自己所有でない場合 （リース/レンタル製品等）	当該製品のリース/レンタル契約において、管理責任（製品の日常的な管理、故障時の修理）を有する者
自己所有でない場合 （ビル・建物等に設置された製品で入居者が管理しない者等）	当該製品を所有・管理する者 （ビル・建物等のオーナー）

### ■対象者に求められる内容（判断の基準）

#### 管理者

- ・繰り返し充填の禁止（漏えい個所の確認後の充填）
- ・整備の記録と保管
- ・点検の義務（既設機器も含む）
  - 簡易点検・・・4半期（3ヶ月）に1回以上実施し記録を保管
  - 定期点検・・・一定規模以上の機器で機器ごとに定める期間（十分な知見を有する者による実施）
- ・1,000CO<sub>2</sub>-t（R410Aで約500kg）以上のフロン漏えい量の報告義務

#### 充填回収業者

- ・定期点検も含め、十分な知見を有する者の作業もしくは立会いが必要
- ・充填・回収証明書の管理者への交付及び再生・破壊証明書の管理者への回付

#### フロン製造業者

- ・フロン類の低GWP化、フロン類以外への代替

## フロン使用製品メーカー

- 指定製品に使用されるフロン類のGWP値の低減及び使用量の削減による段階的な削減、またはノンフロン化

区分	現在使用されている 主な冷媒 (GWP)	環境影響度の 目標値 (GWP)	目標年度
家庭用エアコンディショナー (床置型等を除く)	R410A(2090) R32(675)	750	2018年
店舗・オフィス用エアコンディショナー (床置型等を除く)	R410A(2090)	750	2020年
コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット (圧縮機の定格出力が1.5kW以下のものを除く)	R404A(3920)、R410A(2090) R407C(1774)、CO <sub>2</sub> (1)	1500	2025年
中央方式冷凍冷蔵機器 (5万m <sup>3</sup> 以上の新設冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるものに限る)	R404A(3920) アンモニア(-桁)	100	2019年

GWP値を区分名毎に事業者毎の出荷台数で加重平均した値が目標値を上回らないようにすること

- 特定製品及び指定製品への表示及びラベリング

## 再生・破壊業者

- 再生証明書または破壊証明書の交付

## ■罰則について

以下のような罰則があります

- フロン類をみだりに放出した場合 …………… 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 機器の使用・廃棄等に関する義務について、都道府県知事の命令に違反した場合 …………… 50万円以下の罰金
- 算定漏えい量の未報告・虚偽報告の場合…………… 10万円以下の過料

## ■管理者の「判断の基準」に対応するために必要なこと

1. 管理担当者を決める
2. 管理担当者は管理する機器を調査し、機器リストをつくる(点検・修理記録簿)
3. 機器ごとに、簡易点検を実施する担当者を決め、簡易点検スケジュールを立てて実施し、点検・修理記録簿に記録・保存する(点検記録簿)
4. 漏えいの疑いがあるときは、管理担当者に報告し、管理担当者は、速やかに専門業者に点検を依頼する(漏えい個所の特定と措置)
5. 7.5kW以上の機器は、簡易点検に加え、専門業者による定期点検を実施し、その記録を点検・修理記録簿に記録・保存する(点検記録簿)
6. 冷媒の漏えいが発見された場合には、速やかに漏えい個所を特定・修理した後、冷媒を補充すること(修理せずに繰り返し充填の禁止)
7. 冷媒の回収・充填を行った場合は、回収証明書、充填証明書の交付を受け、点検・修理記録簿に記載すること(点検・修理記録簿、証明書類の確認)
8. 充填証明書と回収証明書の差が漏えい量として算定漏えい量を計算し、1,000CO<sub>2</sub>-t以上(事業者単位)の場合は、事業所管大臣に報告する(算定漏えい量の報告)

## ■情報処理センターについて

情報処理センターを活用(有料登録システム)することで、充填証明書、回収証明書等の紙による都度の発行を省略することが可能です。

出典：環境省ホームページ

[http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei\\_h27/](http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/)

出典：経済産業省ホームページ

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/ozone/law\\_furon\\_outline.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/law_furon_outline.html)

---

## 空調設備ニュース

- 編集 技術委員会空調部会
  - 発行所 (一社)大阪空気調和衛生工業協会  
大阪市中央区安土町1丁目7-20 新トヤマビル3階  
TEL.06-6271-0175 FAX.06-6271-0177  
URL.<http://daikuei.com/>
-